

株式会社りむすび 親子交流支援合意書

第1条 (はじめに・ご利用の条件)

1 株式会社りむすび (以下「りむすび」といいます。) は、親子交流は親子が良好な関係を築き続けるための大切な機会であり、子どもの健やかな成長のために父母が尊重協力することが必要であるとの理念の下に、親子交流支援を行います。りむすびの理念に賛同・共鳴できない方や、真に支援を希望されない方に対する親子交流支援は行っておりません。

2 りむすびが行う支援は、親子交流が実現したり、あるいは、父親又は母親が満足する結果となることを保証するものではありません。親子交流は父母の責任において行う事を確認します。

3 りむすびは、父親又は母親のいずれにも与するものではない中立的な立場に立って親子交流支援を行います。したがって、一方親のご意向に拘束されるものではありません。また、そのご意向に従って行動すべき義務を負うものではありません。

4 以上の事を十分にご理解頂けた場合に限り、以下の約定に従い親子交流支援の手続きを行います。

第2条 (りむすび親子交流支援の契約内容)

1 父親及び母親は、りむすびに対し、親子交流支援に関するサービスを依頼し、りむすびはこれを受任します。

2 本サービスの内容としては、主として、次の各号に掲げるサービスを提供致します。

- (1) 事前面談
- (2) 日程・場所等の調整
- (3) 付添支援又は引渡支援
- (4) 経過面談
- (5) 随時面談

3 りむすびは、原則として、共同養育コンサルタント及びアシスタントが体制を組み、親子交流支援を担当致します。コンサルタントは、主に事前面談、親子交流当日の日程・場所等の調整及び経過・随時面談を担当し、アシスタントは、主に親子交流当日の付き添い又は引き渡しを担当します。

親子交流支援の開始にあたっては、コンサルタントによる事前面談 (第5条第1項に定めるもの) とは別に、実際に親子交流当日の付き添い又は引き渡しを担当するアシスタントと父親及び母親それぞれとの間で、担当コンサルタントの進行のもと、顔合わせを目的とした無料のオンライン面談 (15分以内) を実施致します。

担当者は変更になることがあり、その際、交通費・出張費も変更になります。依頼者双方は、担当者の変更に異議を述べることはできません。なお、依頼者双方は担当者を指名することはできません。

4 父親又は母親は、りむすびに対して、面談料、親子交流支援料、連絡仲介費用等を支払います。金額は、りむすびホームページ記載のとおりです。(<https://www.rimusubi.com/menkai>)

第3条 (りむすび親子交流支援ご利用にあたっての注意点)

1 りむすびは、父親及び母親の双方からの依頼があった場合に、離れて暮らす親と子の親子交流支援を行います。

2 りむすびが親子交流支援を行うか否かは、りむすびが独自に判断致します。従いまして、たとえ公正証書・調停調書・審判書等において、りむすびの利用が記載されている場合であっても、親子交流支援をお断りする場合があります。

3 親子交流支援は、協議書・公正証書・調停調書等において、親子交流に関する条件が定まっている場合にのみ行います。少なくとも次の各号についての合意のない場合は、親子交流支援を行うことはできません。

- (1) りむすびの親子交流支援を利用すること
- (2) 親子交流の頻度 (例：月○回等)
- (3) 親子交流の実施時間 (例：1回○時間、あるいは○時～○時まで等)
- (4) 親子交流支援の実施方法 (対面又はオンラインにおける引き渡し型又は付き添い型)
- (5) 費用負担 (例：折半、父親○割、母親○割負担等)

4 りむすびは、親子交流の要否及び当否 (実施すべきか否か、どのような条件で実施することが子の利益に適うか否か等) に関する判断を行う立場にはなく、また、親子交流の条件 (頻度、実施時間、交流方法等) の変更等にかかる双方の交渉事にも一切関与致しません。りむすびは、協議書・公正証書・調停調書等又は第5条に定める手続により、依頼者間で親子交流を実施する旨の合意又は決定がなされたことを前提として、その実施に関する支援を行うものです。

以上の規定は、試行的親子交流支援における親子交流の要否・当否及びその条件 (第4条第1項各号に定める事項を含む。) についても、同様に適用します。

第4条 (試行的親子交流支援)

1 第3条第3項の規定にかかわらず、協議書・公正証書・調停調書等において親子交流の条件が正式に定まっていない場合であっても、依頼者双方の間で親子交流の条件について協議するための手続 (以下「協議手続」といいます。) が現に存在し、かつ、少なくとも次の各号に掲げる事項について合意が得られる場合には、試行的な親子交流支援 (以下「試行的親子交流支援」といいます。) を行うことがあります。

- (1) りむすびの親子交流支援を利用すること
- (2) 親子交流支援の実施方法 (対面又はオンラインにおける引き渡し型又は付き添い型)
- (3) 親子交流の実施場所及び実施時間 (○時間、あるいは○時～○時まで等)
- (4) 費用負担 (例：折半、父親○割、母親○割負担等)

2 前項の場合において、同項各号の事項について合意が成立しないとき、又は協議手続によることができないときは、りむすびは試行的親子交流支援を致しかねます。

3 協議手続が終了したときの取扱いは、次の各号のとおりとします。

(1) 協議手続の結果、調停の成立又は審判の確定等により、協議書・公正証書・調停調書等において親子交流の条件が正式に定まった場合は、当該親子交流支援は第3条第3項の規定によるものとします。この場合、依頼者双方は速やかに書面によりその内容をりむすびに共有するものとします。

(2) 協議手続が不成立に終わり、かつ、協議手続自体が終了した場合は、りむすびによる試行的親子交流支援は終了します。

第5条 (りむすび親子交流支援ご利用の流れ)

1 事前面談の実施

親子交流支援を開始する前に、まず、りむすびの担当者が、父親、母親、子どものそれぞれと適宜の方法により、面談を行います。面談それ自体につき、親子交流支援料とは別途、面談料が発生致します。この面談の結果、依頼者の意思如何に関わらず、りむすびの判断により、親子交流支援をお断りすることがあります。その場合も実施済の面談に関する面談料は返還されません。

2 合意書への署名

父親及び母親には本合意書の内容を十分ご理解頂き、ご納得した上で、遵守することができるという場合にご署名いただきます。父親、母親の双方の各合意書へのご署名をもって、親子交流支援の開始が可能となります。

3 親子交流の日程・場所等の事前調整等

(1) りむすびとの連絡は、原則として、りむすびが指定する連絡手段 (メールその他りむすびが別途指定するツールを含む) により行うこととします。

(2) 連絡仲介費用は、調整についてのご連絡を開始した時点で発生致します。親子交流の中止・キャンセル等、その後の経過や結果にかかわらず、理由の如何を問わず返金は致しかねます。

(3) 親子交流の実施日時について

ア 親子交流の候補日時については、特段の支障がない限り、原則として同居する親から先に候補日時をご提案いただき、りむすびにおいて支援スタッフが対応可能な日程を確認するとともに、離れて暮らす親の予定を確認したうえで決定するものとします。調整の過程で、離れて暮らす親から候補日時のご提案があった場合には、りむすびはこれについても仲介し、調整を行います。

この提案順序について当事者間で別段の合意がある場合は、その合意を優先するものとします。ただし、円滑な調整を行う観点から、離れて暮らす親から先に候補日時をご提案いただく方法、又はりむすびにおいて支援スタッフの手配が可能な日程をあらかじめ提示し、父母双方にご確認いただく方法によることを、りむすびが選択することは妨げられないものとします。

イ 親子交流の実施日程については、原則として、親子交流予定日の属する月の前月末日までに確定するように父母双方が努めるものとします。当該期限までに日程が確定しない場合、その後の調整に支障をきたすことがあります。

(4) 親子交流の実施場所、待ち合わせ場所及び開始終了時間等について

ア 実施場所の決定については、当事者間で別段の合意がある場合は、その合意によるものとします。別段の合意がない場合は、りむすびが父親及び母親の間の連絡を仲介し、双方の合意により決定していただくものとします。りむすびは、実施場所に関するご相談には応じますが、いずれの場所が親子交流の実施場所として適切であるかについて判断する立場にはなく、また、りむすびから実施場所を提案するものではありません。実施場所の調整は、あくまで父親及び母親双方が主体となっていくものとします。

イ 実施場所及び開始終了時間の詳細については、遅くとも、親子交流予定日の一週間前までに確定するものとします。

ウ イの期限までに実施場所及び開始終了時間の詳細について合意に至らない場合は、りむすびは当該回の親子交流支援の実施は致しかねます。

エ 実施場所とは別途、当日の依頼者双方とりむすびの待ち合わせ場所は、原則としてりむすびが設定します。

(5) 連絡仲介における連絡のやり取りは、3 往復程度を限度とし、その範囲で確定できるよう父母双方が努めるものとします。4 往復目からは、追加して (面談料・親子交流支援費用とは別に) 連絡仲介費用が発生し、親子交流支援費用の負担割合に準じてお支払い頂きます。

(6) りむすびにて連絡を受信後、返信までに中 1 日を要することがあります。至急の連絡仲介は致しかねます。

(7) 日時・場所等の調整後、同日の親子交流がキャンセルになった場合は、キャンセルした親は 3 日以内に代替日をご提示ください。

4 親子交流当日の実施について

(1) 時間厳守について

ア 親子交流当日は時間厳守にてお願いします。父親又は母親のいずれが遅刻されても、遅刻の理由の如何を問わず、終了時間の延長は行いません。

イ エの場合を除き、親子交流支援当日に遅刻等により予定よりも全体の時間が短縮される結果となった場合にも、親子交流支援料の返金はありません。

ウ 公共交通機関の遅延等ご利用者の都合に限らず親子交流支援が延長した場合は、延長料が発生します。

エ りむすびの故意又は重過失により開始時間が遅延した場合に限り、遅刻した時間分を延長します。延長することが困難な状況の場合、遅刻した時間分に対応する費用を返金します。

(2) 父親及び母親は、親子交流の実施に際し、子どもが安心して過ごせるように、また、親子交流当日の支援スタッフ対応時に混乱を招くことのないように、以下の事項を遵守するものとします。なお、りむすびが遵守させる義務を負うものではありません。

ア 父母双方とも子どもに生活の様子や他方親の生活のことを聞くなどして詮索しない。

イ 父母双方とも、他方親の悪口を言わない。

ウ 親子交流中、子どもに対し内緒話を強めない。

エ 父親及び母親は、双方とも、りむすび担当者に対して、分別・気遣い等の節度ある態度を保持するとともに、子どもが安心して過ごせるような雰囲気作りに協力する。

(3) 付き添い支援時の注意事項

ア 付き添い支援時の実施場所については、原則として人目の届かない密室等へは赴かないものとする。

イ 付き添い支援時の移動は原則として公共交通機関を利用する。

ウ 付き添い支援の場合に発生する、りむすび支援スタッフの諸費用 (入園料・飲食店入店のために必要な飲食代・交通費等) は、事前にご連絡のない場合、親子交流を行う親にお支払い頂く。その負担

割合について、予め別段の合意のある場合はそれを優先する。

エ 長時間の付き添い支援の際、支援スタッフの手洗い使用時の対応については適宜ご相談とする。

オ 付き添い支援中にりむすびが撮影した写真や動画を公表等したり、裁判等で使用しない。

カ 付き添い支援中に親子交流を行う親が子どもにプレゼントを渡したり、買い物をしたり、次回以降の行き先などを約束する場合は、事前に同居の親との間で情報共有をする。

キ 付き添い支援中、親子交流を行う親以外の者が親子交流の場に同席する場合は、事前に同居の親との間で情報共有をする。

ク 上記カ又はキに関して、予め別段の合意のある場合はそれを優先します。情報共有が必要な事項がある場合は親子交流を行う親が自ら申し出て共有するものとします。なお、りむすびが共有させる義務を負うものではありません。

情報共有を行う場合の連絡仲介は1往復を限度として伝言・伝達（転送）にて行います。親子交流予定日の一週間前の時点で双方意見の対立がある場合、りむすびは当該回の親子交流支援の実施を見送る判断をすることがあります。

ケ 付き添い支援時に、上記カ又はキに定める事前の情報共有がないにもかかわらず、親子交流当日になってカ又はキに該当する状況が認められた場合、りむすびは、原則として、カ又はキに該当する行為の続行をお断り致します。

（４）引き渡し支援時の注意事項

引き渡し支援においては親子交流中の付き添いを行わないため、りむすびは親子交流中の状況（プレゼントの有無、第三者の同席、行き先や過ごし方等）の把握、また、情報を共有させる義務を負うものではありません。

ただし、親子交流時の行き先等の情報共有は、父親・母親いずれからの申し出・照会であっても受け付けるものとし、1往復を限度として、伝言・伝達（転送）にて行います。予め別段の合意のある場合はそれを優先します。

（５）アレルギーについて

ア 同居の親は子どもの食物アレルギーについて、親子交流支援の都度、事前に情報共有ください。りむすびより親子交流を行う親に転送する方法により伝達致します。親子交流を行う親はご自身の責任でご注意・ご配慮をお願いします。

イ 親子交流中の飲食物については親子交流後速やかに情報共有ください。りむすびより同居の親に転送する方法により伝達致します。

５ 親子交流終了後について

（１）親子交流終了後、付き添い支援については交流時の子どもの様子を同居の親に対して報告します。報告する内容はりむすびの判断によります。親子交流を行った親が予め取り決めの親子交流条件を遵守しなかったか否かも報告内容に含まれます。父親及び母親は報告内容には一切、意見を述べることはできません。また、りむすびに対して、報告に関する説明を求めることもできません。

（２）りむすびが必要と判断した場合には、経過面談を実施致します（別途要面談料）。面談料のご負担割合は、別段の合意のない限り、親子交流支援費用の負担割合に準じるものとします。この経過面談は、親子交流支援を継続する上で必須の手続きとなります。

（３）なお、父親及び母親自らの求めにより面談を希望する場合は随時受け付けます。その際の面談

料は、別段の合意のない限り、面談を申し込む親が負担するものとします。

6 その他

親子交流の日時・場所の調整以外の連絡仲介（伝達・転送）については親子交流支援料とは別に、連絡仲介費用が発生致します。当該費用の負担割合等は、別段の合意のない限り、親子交流支援費用の負担割合に準ずるものとします。

第6条（親子交流支援開始後の一時中断・中止について）

1 りむすびが、次の各号のいずれかの事由に該当すると判断した場合は、親子交流を中止して子どもとともに同居の親の下に移動します。

- （1）親子交流に対する子どもの拒否反応が激しい場合
- （2）親子交流中の子どもの体調不良や怪我
- （3）天災、火災、停電、交通状況、気象の影響などにより支援を継続できない場合
- （4）その他、不測の事態により親子交流の継続が困難な場合

第7条（お支払い・キャンセルポリシー）

1 面談料・親子交流支援料は、りむすびホームページに記載のとおりです。

（<http://www.rimusubi.com/menkai>）

2 費用負担（例：折半、父親〇割、母親〇割負担等）を予めお知らせください。

3 お支払いは親子交流実施日の3日前迄に、りむすびが指定する方法にてお願いいたします。支払いにかかる手数料はお支払人のご負担となります。

4 理由の如何を問わず、面談料・親子交流支援料の免除や減額のご希望には一切応じることはできません。

5 親子交流（共同養育）が実現できない場合であったとしても、実施済の面談料、親子交流支援費用、連絡仲介費用は理由の如何を問わず返還することはできません。

6 キャンセルについての取扱いは、次の各号のとおりとします。

（1）子どもの体調などやむを得ない事情を除き、原則として、キャンセルは不可です。第5条第3項第7号に則って代替日を設定することを前提とします。

（2）代替日の調整まで2往復を限度として当初予定していた親子交流の連絡仲介の範囲で対応します。代替日調整に関して3往復目からは、追加して連絡仲介費用が発生し、親子交流支援費用の負担割合に準じてお支払い頂きます。

（3）代替日を設定した場合にも、予定されていた日時での親子交流支援のキャンセルについて、理由の如何を問わず、全てキャンセル料が発生します。（次項の自然災害・天候不良等における特例を除く。）

（4）キャンセル料は、次の基準のとおり、親子交流支援費用及び出張費（いずれも税込）に対して発生します。無断キャンセルの場合及び支援スタッフが現地に向けて出発した後にキャンセルとなった場合は、支援スタッフの交通費もご負担いただきます。

ア 3日前迄：無料

イ 2日前迄：30%

ウ 1日前：50%

エ 当日（開始前を含む）：100%

（5）父親及び母親のキャンセル料の負担割合は、キャンセルの理由の如何を問わず、別段の合意のない限り、親子交流支援費用の負担割合に準ずるものとします。

（6）キャンセル料は、りむすびが指定する方法によってお支払い下さい。キャンセルの理由の如何を問わず、その際の支払手数料は支払人が負担するものとし、キャンセルにより振込済の料金より返金が生じる場合の振込手数料は、受取人が負担するものとします。

7 自然災害・天候不良等が発生した場合、または発生が予想される場合、りむすびでは依頼者、子どもおよび支援スタッフの安全を最優先とし、前日18:00時点で親子交流支援延期の判断をします（以降、当日実施時間までの間に注意報が警報に変わる等の場合も含む）。その際の運用およびキャンセル・ポリシーの特例は、次の各号のとおりとします。

（1）免除対象となる事由

ア 風水害・土砂災害等

親子交流支援実施予定日に、親子交流の実施地域または依頼者の居住地域において、自治体または気象庁より「警戒レベル3（高齢者等避難）」以上の避難情報、または「気象警報（大雨・暴風・大雪等）」もしくは「特別警報」が発令されるまたは予想される場合

イ 地震・津波

親子交流支援実施予定日に、上記対象地域において、気象庁より「最大震度5弱以上」の地震が観測された場合、あるいは「津波注意報」「津波警報」「大津波警報」が発令された場合

ウ その他、緊急事態宣言が発令された場合

（2）キャンセル料の取り扱い

上記（1）の事由に該当することにより親子交流支援が中止または延期となった場合、または同事由により安全確保の観点からあらかじめキャンセルのご連絡をいただいた場合、連絡仲介費用を除き、当日支援に関するキャンセル料は発生いたしません（キャンセル・ポリシーの対象期間内であっても同様とします）。なお、お支払い済の費用については返金または次回実施分へ充当いたします（返金が生じる場合の振込手数料は、受取人が負担するものとします）。

第8条（禁止事項および利用の終了）

1 以下の行為を禁止いたします。

（1）りむすびの理念を理解せず、りむすびの職務上の自由と独立を侵害するような行為

（2）りむすび（担当者を含む）に対する誹謗中傷、不穏当または不安を与える言動、その他名誉・信用を傷つける行為（自らまたは第三者を利用するか否か、またその方法の如何を問わない）

（3）りむすび（担当者を含む）との遣り取り全般（口頭・書面・メール・連絡ツール等）について、理由の如何を問わず第三者へ口外・開示し、SNS投稿・インターネット上へ掲示する等の行為（法的手続きを含めた係争において利用することを含む）

（4）依頼者が虚偽の事実を述べ、または虚偽の書面・資料等を提出・提示する行為

（5）求められた事項について、依頼者が合理的理由なく説明を拒絶し、または資料等を提出しない

行為

- (6) 親子交流の日程、場所、時間等の期限内確定に向けた調整に関し、合理的な理由なく協力しない行為、または進捗を妨げる行為
- (7) キャンセルした親が正当な理由なく 3 日以内に代替日を提示しない行為
- (8) 支払い義務のある親子交流支援料・連絡仲介料・キャンセル料等の各種料金を支払期限までに支払わない行為
- (9) 付き添い支援中に事前の情報共有もなく想定外の場所に子どもを連れて行く、または連れて行くこととする行為
- (10) 円滑な親子交流を妨げる状況を作成したり、それを促進したりする行為
- (11) 人や物に対する威嚇、暴力、暴言、またはりむすびの助言・指示を無視したり反論等をする行為
- (12) りむすび(担当者を含む)、一方親、または子どもの利益・権利を侵害する、または侵害するおそれのある行為
- (13) 依頼者が自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求、法的責任を超えた不当な要求、脅迫的な言動、風説の流布・偽計・威力を用いた業務妨害行為に及ぶこと
- (14) 依頼者が反社会的勢力(暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人、これらに準ずる者) であること、またはこれらと不適切な関係を有すること
- (15) その他、本サービスの利用または提供の妨げになるとりむすびが判断する行為、および社会通念上許容される範囲を逸脱した言動等、りむすびが不適当と判断する行為

2 りむすびは、以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、依頼者に事前の催告を要することなく、一方的に以後の親子交流支援を打ち切り、本サービスの利用を終了させることができるものとします。

- (1) 前項の禁止事項に違反した、または違反するおそれがある場合
- (2) 本合意書に定める遵守事項が守られない場合、その他本合意書の各条項・定めに反する行為または事態が生じたとりむすびが認める場合
- (3) 依頼の目的、経緯、手段、方法において、りむすびとの信頼関係に影響を及ぼす事情が判明した場合、または信頼関係を悪化させる事態が発生した場合
- (4) 合理的理由なく依頼者と連絡が取れなくなった場合
- (5) りむすびと一方親との間の支援が終了した場合(この場合、他方親との間の支援も終了となります)
- (6) 不可抗力により支援の継続が困難となった場合
- (7) 運用上または技術上の理由によりやむを得ない場合

3 支援打ち切りの通知・対応および費用等について

- (1) 前項に基づく支援の打ち切りを行う場合、りむすびは依頼者に対してその旨を通知します。当該通知は、それまでの連絡で使用していた連絡先(メールアドレス、りむすび指定の連絡ツール等) への送信をもって足りるものとします。
- (2) 支援が打ち切られた場合であっても、既に提供済みのサービスに対する利用料金の免除・減額・返金等は一切行いません。
- (3) 上記打ち切りの通知後における依頼者からの問い合わせ・連絡等については一切お控えください。理由の如何を問わず回答いたしません。必要に応じて、同居の親への通告や警察への通報等の措

置を執る場合があります。

第 9 条 (免責事項)

1 親子交流当日に行うりむすびの親子交流支援業務の内容は、子どもの引き渡しをすること、又は、親子交流する際に付き添うことです。

(1) 親子交流の実施日程、実施場所、開始終了時間等の詳細が定められた期限までに確定・決定しない場合その他調整が円滑に行われない事態が生じた場合であっても、りむすびはこれに関して責任を負わないものとし、依頼者双方は予めこれを了承したものとします。

(2) りむすびは、親子交流を実現させる義務を負いません。親子交流が実現できなかった場合にも、りむすびは責任を負いません。また、親子交流が中断・中止された場合もりむすびは責任を負いません。

(3) りむすびは、父親及び母親に対して、親子交流の条件を遵守させる義務を負いません。但し、円滑な親子交流実現の観点から、父親及び母親に対して、りむすびが独自の判断で助言をすることはあり得ます。もつとも、父親及び母親に対する法的義務として助言する義務を負うものではありません。親子交流が、その条件どおりに実施されなかった場合も、りむすびは責任を負いません。

(4) 親子交流中に、子どもの安全を配慮する義務を負うのは親子交流を行う親であり、りむすびは、安全配慮義務を負いません。親子交流支援中にお子様に事故が発生した場合、りむすびは責任を負いません。

2 親子交流支援に関するアプリ等のサービスを利用することにより損害が発生した場合、りむすびは、故意又は重過失のない限り責任を負いません。

3 親子交流支援の打ち切りにつき、父親及び母親は、りむすび(担当者も含めて) に対して損害賠償請求できないものとします。また、何らの異議やクレームを述べることもできないものとします。

4 りむすびの親子交流支援は、医療行為、精神科的治療又は心理的治療を行うものではありません。

(1) 依頼者又は子どもに強い希死念慮、自傷行為又は他害のおそれがあると、りむすびが判断した場合、りむすびは本サービスを提供することができません。

(2) りむすびの支援スタッフによる対応は、一般的な配慮の範囲にとどまるものであり、子どもの発達、心理又は医療に関する専門的な知見に基づく対応を行うものではありません。子どもに特別な配慮を要する対応が必要な場合、当該対応は親子交流を行う親において行うものとし、りむすびはこれに関して責任を負いません。

5 りむすびは、子どもの心身の安全確保および児童虐待防止法等の法令に基づき、関係機関(児童相談所や市区町村等の公的機関) への相談・通告・情報提供を行う場合があります。これらは法令に基づく対応であり、りむすびの個人情報保護方針の対象外であり利用者の同意を得ることなく行います。なお、当該機関への情報提供や相談の有無、その詳細や経緯等の確認・お問い合わせには、守秘義務および個人情報保護の観点から一切お答えいたしかねます。

第 10 条 (非弁行為の禁止・制限事項)

1 りむすび(担当者も含めて) は、裁判所によるいかなる調査や手続き(調停・審判・訴訟) にも、

一切、協力できません。資料を提出することもできません。また、依頼者やその代理人（弁護士も含めて）に対しても、何らの協力（資料・情報等の提供も含めて）もできません。

2 りむすびは、弁護士法第72条（非弁行為の禁止）に基づき、一方親の代理人として他方親に対する説得、交渉、仲裁等に該当する行為、またはそれらに発展するおそれのある行為は一切行うことができません。したがって、りむすびが交渉事に発展する可能性があると判断した連絡仲介やご要望については、理由の如何を問わず一切お断りいたします。

第11条（利用規約，個人情報保護方針）

以下をご確認いただき同意する場合はチェックしてください。

<http://www.rimusubi.com/kiyaku>

- ☐ 利用規約
- ☐ 個人情報保護方針
- ☐ カスタマーハラスメントに対応する基本方針

第12条（諸規定の変更）

りむすびは、利用者の了承を得ることなく、ホームページで告知あるいはりむすびが適当と判断する方法で利用者に通知することにより、当合意書、利用規約、個人情報保護方針、料金表を随時変更できるものとします。この場合、利用条件は変更後の内容となります。

第13条（専属的裁判管轄）

本契約に関する一切の紛争（裁判所の調停手続きも含む）は、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

上記の内容を十分に理解し、納得した上で合意しました。

合意書締結日

住所：

氏名：

印

株式会社りむすび
東京都渋谷区神宮前6-23-4 桑野ビル2階